

見守りカメラ行政案について

高砂市が高砂警察署、各小学校と協議を行い、作成した「見守りカメラ設置場所行政案」が A3 の地図となっています。下記の設置場所の考え方を参考にして、協議をお願いいたします。

(凡例について)

- ・黒色の●に番号を付して、地図に記載されているものが「見守りカメラ設置候補場所案」です。
- ・赤色の●は、過去に不審者情報があった場所です。
- ・ピンク色の●は、地域で設置された防犯カメラです。
- ・色付き線は、通学路を示しています。

(行政案の見守りカメラ設置候補場所の選定について)

- ・色付きの線上には、通学路、およそ300mごとに1台の見守りカメラが設置されるようにカメラ設置候補場所を選定しています。
- ・色付きの線以外の場所では、過去に不審者情報があった場所(赤い●)の付近に、カメラ設置候補場所を選定しています。

(設置場所の考え方)

- ・見守りカメラ設置事業は、子どもの安全確保の強化を目的としていることもあり、通学路や学校周辺等を中心に設置することとなります。「子どもの安全確保の強化」という視点で場所の是非をご検討ください。
- ・見守りカメラ設置事業は、設置台数を市内全体で上限500台としており、無限にカメラの設置ができるものではありませんので、新たに設置希望の箇所がある場合、まずは、行政案の設置候補場所のカメラを移動させる方向でご検討ください。
 - ➡カメラの場所を移動させる場合、何番のカメラをどこへ動かすのかということと、その理由も一緒にご教示ください
(例:①の場所より、見通しが悪く危険である。など)
 - ➡行政案のカメラを動かすことが難しく、どうしても新規の設置を希望する場合は、その場所と理由をご教示ください。
(例:通学路や不審者情報のあった場所ではないが、子どもが集まって遊ぶ場所で、車の往来もあり、危険である。など)